○関東地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十九年四月三日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地

三　事業施行期間　自平成二十九年四月三日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市相原町字細豊、字牛田及び字大北地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市相原町字細豊、字牛田及び字大北地内

○関東地方整備局告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月三日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百三号川越都市計画道路事業三・三・四十四号川越北環状線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第百三号、平成二十三年関東地方整備局告示第八十九号及び平成二十八年関東地方整備局告示第九十二号の事業地のうち大字小室字鶴塚及び大字今成字月吉地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月三日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　鹿島臨海都市計画道路事業三・三・九号宮中・佐田線

三　事業施行期間　自平成二十九年四月三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県鹿嶋市大字佐田字大道添、字伊豆内、字与五内、字屋敷廻り、字二ノ坪、字北山、字国神峅及び字寒田並びに大字木滝佐田谷原入会字長町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月三日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　研究学園都市計画道路事業三・二・四十号新都市中央通り線

三　事業施行期間　自平成二十九年四月三日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県つくば市下萱丸字前田及び谷田部字堀留地内

使用の部分　茨城県つくば市下萱丸字前田及び谷田部字堀留地内

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富山市庵谷字山口一七八番三から同市檜原字中島一三七二番一まで	前	Ａ　八・六〇～九三・八〇（メートル）	三・〇四二（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一〇・五〇～一二九・〇〇	三・五〇二	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市西区亀貝字堤五一一番三から同市西区小新大通二丁目三一九五番四まで	前	三〇・六三～一二七・二六（メートル）	一・四二八（キロメートル）
	後	二九・〇〇～七四・一一（メートル）	一・四二八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
下関市白崎三丁目三八二番二から同市清末東町六丁目八二四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十九年四月三日	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月三日　北海道開発局長　今　日出人